

# 船橋市

## 自転車等の駐車対策に関する総合計画

【概要版】



平成28年3月  
船 橋 市

# 船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画

## 【概要版】



### 目 次



<b>1. 総合計画の基本事項</b>	<b>1</b>
(1) 目的と背景	1
(2) 上位・関連計画における自転車の位置づけについて	1
(3) 目標年次	1
(4) 推進体制	1
(5) 対象地域	1
<b>2. 現状と課題の整理</b>	<b>2</b>
(1) 本市の駐車対策	2
(2) 各駅等周辺の駐輪実態調査結果	3
(3) 駐輪場利用者等の意識調査結果	3
(4) 放置自転車対策の方向性について	3
<b>3. 基本理念と基本方針</b>	<b>4</b>
(1) 基本理念	4
(2) 基本方針	4
(3) 目標	4
<b>4. 個別施策</b>	<b>5</b>
<b>5. 各駅等の放置自転車対策</b>	<b>7</b>
(1) 基本的な考え方	7
(2) 基本コンセプト	7
(3) 各駅等の放置自転車対策方針	8



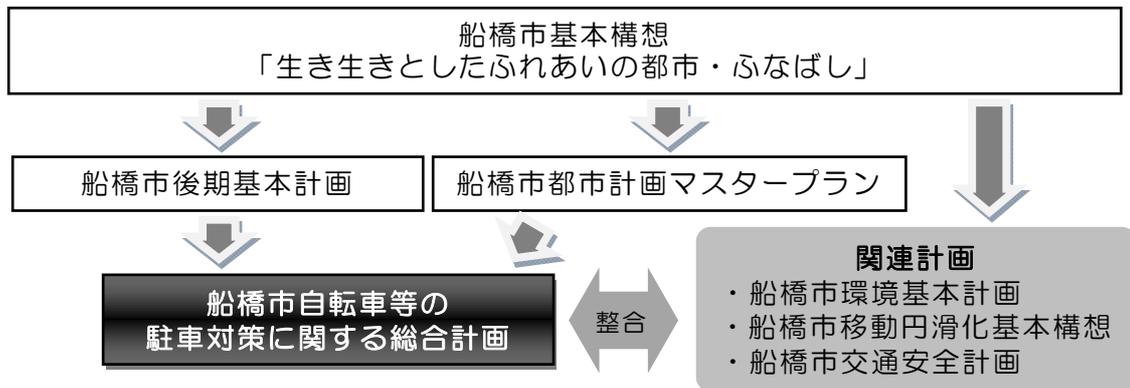
# 1. 総合計画の基本事項

## (1) 目的と背景

自転車等の放置対策について、船橋市では、市内 23 駅及び三山車庫バス停（以下「駅等」という。）周辺に 80 箇所の駐輪場の整備、放置自転車等の撤去、放置防止の啓発活動等の自転車等放置防止対策を行ってきましたが、放置自転車等の撤去台数は毎年 1 万台を超えている状況にあります。

このような背景を踏まえ、船橋市において、これまで行ってきた自転車等放置防止対策を見直し、その対策を効果的・効率的に実現するため、10 年後の目標と目標を達成するための基本理念等を定め、「自転車安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（以下「自転車法」という。）」第 7 条第 1 項に基づき、船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画（以下「本計画」という。）を策定します。

## (2) 上位・関連計画における位置づけについて



## (3) 目標年次

本計画の目標年次は、平成 37 年度と設定し、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間の計画期間とします。なお、自転車を取り巻く社会環境の変化や法制度の改正等を踏まえ、中間見直しを行うこととします。

## (4) 推進体制

本計画に基づく施策を強力に推進していくため、市民、関係事業者および船橋市が近隣市や警察と連携し、『めざすべき姿：誰もが利用しやすい、人にやさしいみちづくりを進めることにより、安全で安心して暮らせるまち』の実現のために相互に協力しながら、主体的に取り組んでいきます。



## (5) 対象地域

船橋市全域を対象とします。



## 2. 現状と課題の整理

## (1) 本市の駐車対策

本市では、昭和 57 年に「船橋市自転車の安全利用に関する条例」を制定し、放置自転車を整理・撤去してきましたが、なお相当数の自転車が放置されていたことから、新たに「船橋市自転車等の放置防止に関する条例」を施行（昭和 62 年 4 月）し、駅周辺を中心とした公共の場所における自転車等の放置の防止に努めてきました。

平成 7 年 2 月には、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議するための機関として「船橋市自転車等駐車対策協議会」を設置し、鉄道事業者等や学識経験者、船橋商工会議所及び商店会、自治会等の代表者など、駐車対策に関わる各主体の協力を得ながら、自転車等放置禁止区域の指定や放置自転車等の撤去（移送・保管）、駐輪場の整備、一定の用途・規模の民間建築物の新增築に対する駐輪場の附置義務（努力義務）などによって、駐車対策の総合的推進を図ってきました。

船橋市の主な駐車対策等	
※数値は平成 26 年 4 月 30 日時点	
駐輪場の確保	■市営駐輪場の整備 ➡ 市内 23 駅 1 停留所周辺 80 箇所 収容台数：自転車約 38,000 台、原付約 2,300 台、計約 40,000 台
	■駅前広場や広幅員歩道等を活用した路上駐輪場の設置 ➡ 船橋駅第 7 他 16 箇所 約 3,600 台
	■駅前の地下駐輪場の設置 ➡ 船橋駅南口 約 1,500 台
	■条例に基づく民間建築物への駐輪場の附置に関する努力義務
放置自転車等の撤去	■自転車等放置禁止区域の指定及び周知 ➡ 市内 26 駅 1 停留所周辺の指定、看板・路面表示による啓発
	■放置自転車等撤去の実施 ➡ 年間 429 回、11,574 台（H25 年度実績）保管場 7 箇所
	■市民からの苦情・要請に対応した撤去活動 ➡ 随時実施
利用マナーの向上	■街頭指導員による放置自転車防止の啓発 ➡ 週 5 日 3 時間、82 名体制
	■駅前放置自転車クリーンキャンペーン ➡ 毎年 10 月から 11 月にかけて、関係機関・地域団体等と協力して自転車利用者への放置防止の啓発を図る
	■交通安全教育の推進支援 ➡ 市交通安全指導員を派遣し、保育園、幼稚園、小学校、老人クラブ等で交通安全教室を開催（船橋市 市民安全推進課所管）
自転車走行環境整備	■自転車走行レーンの設置 ➡ 市道 00-044 号線に 550m の自転車走行レーンを整備（船橋市 道路建設課所管）



## (2) 各駅等周辺の駐輪実態調査結果

各駅等周辺の駐輪実態調査結果（平成 25 年 9 月実施）より、各駅等周辺における駐輪状況に関わる現状を整理します。

駐輪場利用台数と放置自転車台数の合計である各駅等周辺の乗り入れ台数について見てみると、船橋駅でもっとも多く約 10,000 台、次いで西船橋駅で約 6,500 台、北習志野駅で約 3,300 台となり、津田沼駅、東船橋駅、下総中山駅と続きます。

## (3) 駐輪場利用者等の意識調査結果

市民意識アンケート、駐輪場利用者アンケート、買い物等短時間駐輪目的の自転車利用者へのアンケート調査を実施しました。

- ① 駐輪場（自転車）利用目的について
  - 市民の利用目的：買物が約 6 割、通勤が約 3 割
  - 駐輪場利用者の目的：通勤・通学が約 9 割
  - 駐輪場から目的地までの交通手段：鉄道が 9 割
- ② 駐輪場へのニーズについて
  - 駐輪場利用の選択で重視すること：「駅に近い」、「駐輪場利用料金」
  - 買い物等で駐輪場を利用する利用者：より目的施設に近い駐輪場を望む傾向
- ③ 利用料金及び料金体系について
  - 利用料金について：現在の駐輪場料金は「妥当」が 6 割
  - 今後の望ましい料金体系：「鉄道駅からの距離」、「設備の充実度」や「市内・市外在住者」で料金差を設定（料金格差は 1.5 倍程度が望ましいが約 7 割）
- ④ 放置自転車対策について
  - 望まれている放置自転車対策：「市営駐輪場の増設」「駐輪場の短時間利用の無料化」「商店街や店舗等に駐輪場の設置を義務づける」「放置自転車の撤去」
- ⑤ 市営駐輪場の運営等について
  - 市民意識調査と駐輪場利用者アンケートで傾向に違いがあるため、他市の事例等も参考にしながら、船橋市における望ましい方向を検討

## (4) 放置自転車対策の方向性について

現状や調査結果を踏まえ、以下のような方向性について検討する必要があります。

### 1) 駐輪場に関する方向性

- ① 駐輪場の増設・新設について
  - 【方向性①】：駐輪場の増設や新設
  - 【方向性②】：民間事業者による駐輪場整備の支援
- ② 既設駐輪場の有効活用及び料金改定について
  - 【方向性①】：空きのある既設駐輪場の有効活用の方法
  - 【方向性②】：駐輪場の利便性や充実度の向上、料金格差の導入などの料金改定
- ③ 目的施設に対応した駐輪場の設置について
  - 【方向性①】：目的施設である鉄道事業者や商業施設事業者と連携・協力のあり方
  - 【方向性②】：目的施設設置者と連携・協力した駐輪場の確保、買い物等短時間料金無料制度の導入、及び駐輪場附置義務条項の見直し

### 2) 放置等に関する方向性

- ① 放置実態に応じた対応について
  - 【方向性】：新たな放置禁止区域の指定などの放置実態に応じた放置自転車対策
- ② 撤去自転車等の保管について
  - 【方向性】：撤去自転車の保管・返還・処分業務を見直し、保管場所の回転率の向上
- ③ 放置自転車等に関する街頭指導業務について
  - 【方向性】：街頭指導体制の見直しなどによる指導強化



### 3. 基本理念と基本方針

#### (1) 基本理念

市民、事業者、行政が相互に連携・協力して自転車等に関するさまざまな課題に主体的に取り組むことで、  
放置自転車等のない歩行空間を確保し、  
行きかう誰もが快適に暮らせるまちを目指します。

#### (2) 基本方針

総合計画では、基本理念を踏まえ、以下の4つの方針を柱として、取り組みを進めます。

##### 方針1：駐輪場の確保や既設駐輪場の利用促進を目指します

- 駅毎に将来駐輪需要予測の結果を踏まえ、必要な駐輪台数の確保を目指します。
- 既設駐輪場の利用促進を図ります。
- 料金格差の導入など料金改定を検討し、利用率の平準化を図ります。
- 民間参入の促進を図ります。

##### 方針2：多様な需要に応じた駐輪場の確保を図ります

- 買い物等の利用に対応した駐輪場の確保を目指すとともに、まちの特性に応じた自転車利用の方法を検討します。
- 駐輪場利用者の多様なニーズに対応するため、既設駐輪場の利便性・サービスの向上を図ります。

##### 方針3：放置自転車対策の強化を図ります

- 駐輪場の整備状況を勘案しながら、放置実態に応じた禁止区域の見直しを進めます。
- 撤去自転車の引取り率の向上を図ることで、保管場所の効率的な運用を目指します。
- 啓発活動では、街頭指導員の効果的・効率的な配置や指導力のレベルアップを図ります。さらに、放置防止に関する啓発活動の推進に努め、自転車等を放置しにくいまちを目指します。

##### 方針4：市民・関係事業者との連携・協力を推進します

- 鉄道事業者や商業事業者等と連携・協力した駐輪対策を検討します。
- 駐輪場附置義務条項については、現在の条例をより効果的にするための研究を行います。
- 警察等の関係機関や、地域団体等との連携・協力による放置防止活動の推進を図ります。

#### (3) 目標

平成25年9月に実施した各駅等周辺の駐輪実態調査結果をもとに将来駐輪需要予測を行い、将来的に不足する駐輪台数を推計し、放置自転車等を収容できる駐輪場の整備を平成37年度までに実施していきます。



## 4. 個別施策

基本理念・基本方針を受け、取り組むべき施策を示します。

<b>方針1：駐輪場の確保や既設駐輪場の利用促進を目指します</b>	
<b>&lt;施策1&gt; 将来需要予測に基づいた市営駐輪場の確保</b>	
取組内容	将来的に駐輪場が不足する駅では、既存駐輪場の立体化等による収容能力の向上を図った上で、更に不足する台数については、各駅周辺のまちの現状や特性を踏まえて、駐輪場を新設します。歩行者空間の確保を前提に、警察及び道路管理者と協議の上、路上駐輪場の新設も検討します。
<b>&lt;施策2&gt; 既設駐輪場の利用促進</b>	
取組内容	①駐輪場への案内・誘導：鉄道事業者、商業事業者等と連携・協力し、一時利用駐輪場及び空き駐輪場への自転車等利用者の誘導を行います。 ②駐輪場利用への付加価値の創出：買い物等の利用が想定される既設駐輪場では、商業施設事業者や商店街等と連携して、駐輪場の利用者に対するサービス・特典の提供やポイント制度の導入等による利用促進を検討します。
<b>&lt;施策3&gt; 駐輪場料金の改定</b>	
取組内容	駐輪場の位置関係や駐輪施設の形態等を踏まえて、駐輪場ごとの利便性に応じた料金設定に改定します。 具体的には、アンケート調査結果より、駐輪場を利用する際にもっとも重視されるのは「駅に近い」や「料金が安い」であることから、駅からの距離等による料金格差の導入を行います。
<b>&lt;施策4&gt; 民間事業者への助成制度</b>	
取組内容	駐輪場が不足している駅における民間駐輪場の新たな整備を促進するため、助成制度を検討します。
<b>方針2：多様な需要に応じた駐輪場の確保を図ります</b>	
<b>&lt;施策5&gt; 目的施設やまちの特性に対応した駐輪場の確保</b>	
取組内容	通勤・通学利用を主な目的とする現在の日ぎめ利用とは別に一定時間無料化後の課金制の導入（時間単位）を検討します。 買い物等の自転車利用については、小規模な駐輪スペースの分散配置が効果的であると考えられるため、路上を活用した小規模駐輪場なども合わせて検討します。 また、まちの特性を調査し、コミュニティサイクル等の自転車利用形態を研究するなど、自転車利用者のニーズに対応します。
<b>&lt;施策6&gt; 駐輪場の利便性・サービスの向上</b>	
取組内容	①利用者の利便性に配慮した施設・設備の改善：多様な車種に対応できる駐輪スペースの確保など、駐輪場施設・設備の改善を進めます。 ②駐輪場の防犯・安全性の向上：防犯カメラの設置、照明の改善など、防犯・安全性の向上を図ります。 ③管理運営体制の充実：委託による管理の改善とともに、民間事業者のノウハウを活かせる指定管理者制度導入を研究するなど、駐輪場管理運営体制の充実を図ります。 ④自動二輪車（原付2種）駐輪場：駐輪場の空スペースを自動二輪車（原付2種）駐輪場として活用を図ります。



## 方針3：放置自転車対策の強化を図ります

## ＜施策7＞放置実態に応じた対策の実施

取組内容	<p>①放置禁止区域の見直し：駐輪場整備状況を勘案して、放置禁止区域の新規指定や指定拡大など、放置実態に応じた禁止区域の見直しを進めます。</p> <p>②放置実態に応じた放置防止対策の実施：放置台数が多い駅では、目的施設設置者と連携・協力して放置防止対策を行います。</p> <p>③効果的・効率的な撤去作業の検討：放置しにくい環境を作ったうえでの撤去等、効果的・効率的な撤去を研究します。</p>
------	--

## ＜施策8＞撤去自転車等の保管・処分の効率化

取組内容	<p>①引取り率の向上：自転車利用者が引取りやすい環境を整えることで、引取り率の向上を目指します。</p> <p>②警察との連携体制の強化：撤去自転車等の盗難届の確認や盗難自転車等の引き渡しについて効率化・迅速化を図ります。</p>
------	--

## ＜施策9＞放置防止に関する啓発活動

取組内容	<p>①街頭指導員の活用・レベルアップ：エリアマネージャー制の導入など、より効果的な街頭指導の方法を研究します。</p> <p>②駅前放置自転車クリーンキャンペーンの充実：駅前放置自転車クリーンキャンペーンを継続実施するなど、活動の充実を図っていきます。</p> <p>③自転車等を放置しにくい雰囲気づくり：放置自転車等の多い箇所では、看板・路面シート等による効果的な放置禁止の周知方法を研究して、自転車等を放置しにくい雰囲気作りや地域への啓発活動を図ります。</p>
------	--

## 方針4：市民・関係事業者との連携・協力を推進します

## ＜施策10＞駐輪場附置義務条項の見直し

取組内容	船橋市自転車等の放置防止に関する条例に規定されている、施設の用途区分、店舗面積の算定方法などについて、先進市における効果的な事例を研究します。
------	---

## ＜施策11＞事業者による駐輪場整備の促進

取組内容	<p>鉄道事業者については、鉄道事業者による自主的な駐輪場の整備・運営や、駅周辺用地の提供など、より積極的な役割を果たすものとします。</p> <p>商店街における空き店舗や遊休地等を活用した共同駐輪場の整備や、商店街等従業員用駐輪場の整備、商業施設内のデッドスペースを活用した駐輪場整備等の促進に努めます。</p>
------	--

## ＜施策12＞自転車関係者の放置防止に関する協力体制確立

取組内容	<p>①鉄道事業者との連携：駐輪場用地として、高架下用地の提供等について積極的な協力を求めるものとします。</p> <p>②民間事業者との連携：店頭及びその周辺への放置自転車の防止のため、民間事業者に対して駐輪場又は駐輪スペースの確保について協力を求めるものとします。</p> <p>③警察との連携：自転車利用者に対する放置防止活動への協力を求めるものとします。</p>
------	---



## 5. 各駅等の放置自転車対策

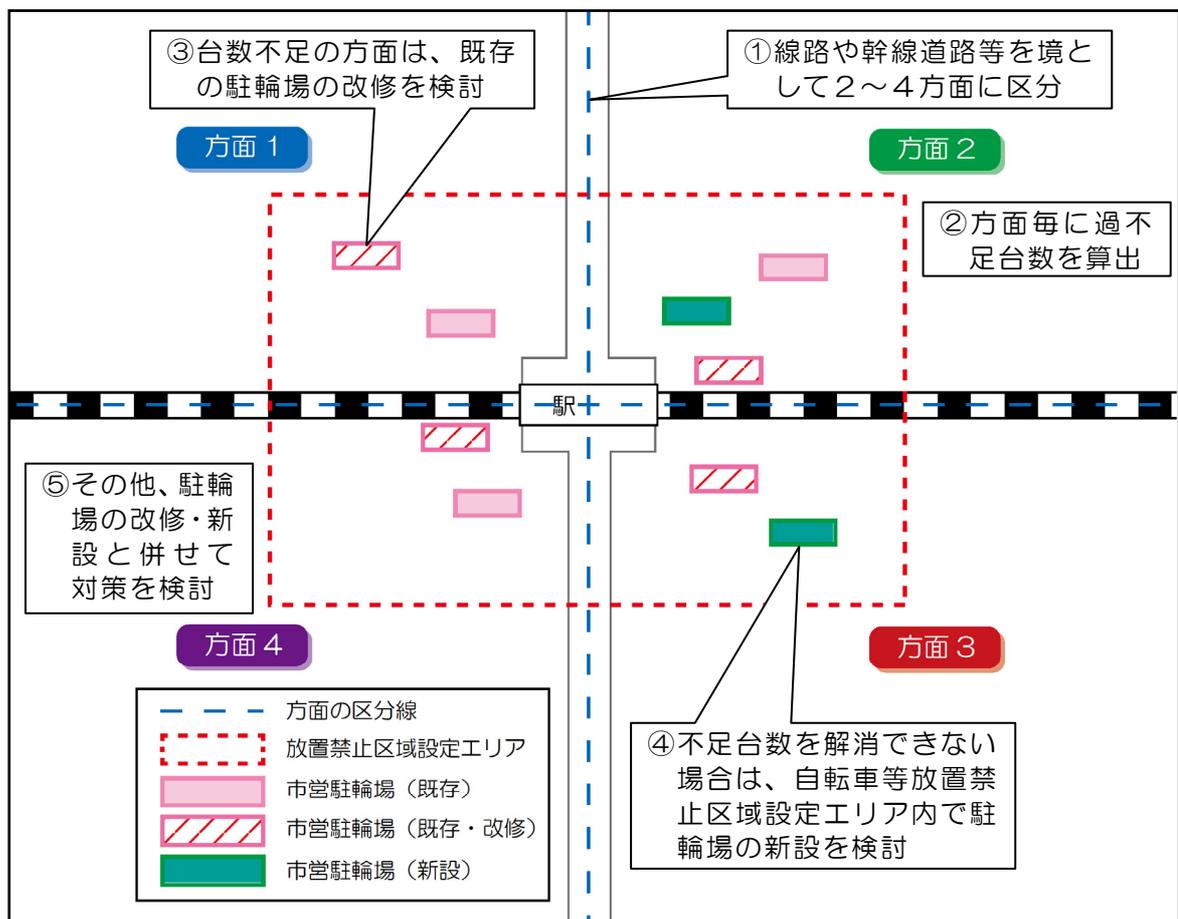
### (1) 基本的な考え方

各駅の放置自転車対策では、駅毎の現状と課題を整理し、対応方針をまとめるとともに、将来駐輪需要予測を行い、その結果に基づいて、将来的に不足する台数の駐輪場を確保することを目的とします。

### (2) 基本コンセプト

各駅等における放置自転車対策の基本コンセプトを以下のように設定します。

- ① 駅等を中心に周辺の特性を踏まえ、大きな分断要素である線路や幹線道路等を境として2～4方面に区分
- ② 方面毎に、現状の駐輪場収容可能台数と将来需要予測台数の差（将来過不足台数）を算出
- ③ 台数が不足となる方面については、既存の駐輪場の改修（台数の増設）を検討
- ④ 既存の駐輪場の改修等では不足台数を解消できない場合は、自転車等放置禁止区域設定エリア内で出来るだけ駅等に近い場所において、駐輪場の新設を検討
- ⑤ その他、駐輪場の改修・新設と併せて、買い物等の施設利用者用の駐輪場確保、料金改定等による空きのある駐輪場の利用促進等を検討





### (3) 各駅等の放置自転車対策方針

多くの駅がある中で、すべての駅を重点整備地区と設定することは困難なことから、各駅等における将来駐輪需要予測結果を踏まえ、駐輪場の不足台数が多くなると予想される上位6駅（船橋駅・東船橋駅・西船橋駅・下総中山駅・津田沼駅・北習志野駅）を重点整備地区として整備を進めます。

以下には、増設・新設が想定される駅名と整備台数を抜粋した一覧を示します。

表-各駅等駐輪場整備計画一覧（増設・新設箇所のみ抜粋）

駅名	前期 (平成28年度～32年度)	後期 (平成33年度～37年度)	整備 台数	(駅計)
船橋駅	方面2：第9階層化	方面1・2：駐輪場用地確保・ 新設整備を検討	400	1,300
	方面4：駐輪場用地確保・新設 整備		700	
	方面4：南口地下改修による増 設		200	
東船橋駅	方面1・2：駐輪場用地確保・ 新設整備を検討		600	600
西船橋駅	方面1：第10階層化		1,300	1,900
		方面1：第7駐輪場を増設	600	
下総中山駅	方面1・2：施設利用者用の駐輪 場確保を検討		200	500
	方面2・3：JR高架下増設協 議、駐輪場新設		300	
南船橋駅		駅前市有地内の駐輪場整備	1,400	1,400
塚田駅	民間駐輪場の増設協議		70	70
津田沼駅	方面1：第4階層化を検討		300	1,000
		方面2：東部公民館の建替えに 合わせ駐輪場の確保を検討	300	
	方面1：駐輪場用地確保・新設整 備を検討、民間駐輪場の増設協議		400	
習志野駅		第2 2段式ラック導入により 増設	20	20
北習志野駅	方面2：駅前広場に機械式地下 駐輪場の新設を検討		200	460
	方面2：施設利用者用の駐輪場 確保を検討		200	
	方面1：民間駐輪場の増設協議		60	
滝不動駅	民間駐輪場の増設協議		110	110
船橋日大前駅		西口第1 2段式ラック導入によ り増設	30	30
京成海神駅		2段式ラック導入により増設	20	20
合計				7,410

船橋市自転車等の駐車対策に関する総合計画  
【概要版】

【発行日】 平成 28 年 3 月

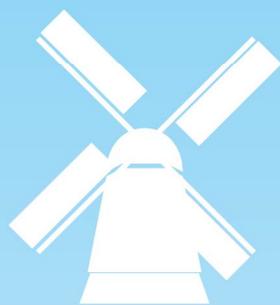
【発行】 船橋市

【編集】 建設局 都市整備部 都市整備課

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25

電話：047-436-2293

FAX：047-436-2539



船橋市